

# 宇部市有機農業推進計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年4月

宇 部 市

## (趣旨)

この計画は、本市の有機農業を推進することを目的とし、市内の有機農業に取り組む生産者や、これから取り組もうとする生産者、有機農産物を求める消費者、流通、販売店等を繋ぎ合わせ、誰もが有機農業を身近に感じることができるよう環境をつくることを目指したものです。

## (計画の位置付け)

「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。)に定める基本理念に基づく本市域内における推進計画として、また、国の施策である「みどりの食料システム戦略」や県の「山口県有機農業推進計画」の趣旨も踏まえ、本市独自の推進施策の方向性を示す計画と位置付けて策定するものです。

## (有機農業の定義)

有機農業推進法第2条に準じます。

「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいいます。

また、有機農業者とは、有機農業に取り組む農業者とします。

## (計画期間)

令和3年度から、おおむね5年間を対象として定めるものとします。

## 1 有機農業の推進に関する方針

本市は様々な農畜産物の生産地であるが、そのほとんどが慣行栽培によるものです。

有機農業に関しては、令和元年度末時点で343人の生産者が県知事からエコファーマーに認定されている中であって、JAS認証による有機農産物、県制度のエコやまぐち100農産物の生産農家数は僅かというのが現状です。

しかしながら、本市には、個別に有機農業を実践する生産者はもとより、「環境」「食」「農」に関して意を同じくする様々な立場の市民が、長年に亘って独自の活動を継続されており、有機農業に関心を持っている生産者、流通業者、販売店、消費者まで含めると、その数は決して少なくありません。

生産条件の不利な中山間地域を多く抱える本市においては、規模拡大による競争力の強化だけではなく、農産物の高付加価値化という観点からも有機農業の推進が重要です。

そのため、生産者や消費者の自主性を尊重しながら、有機農業に取り組む生産者と安心・安全を求める消費者を結びつけていく機会を提供し、有機農業の輪を広げていくことで有機農業の推進を図ります。

## 2 目標

【目標①】有機農業者の人数を増加させます。

項目	令和元年度	令和7年度
有機農業者累計人数（面積）	21人（779 a）	30人（1,000 a）

【目標②】有機栽培講習会・有機農産物調理講習会の受講者数を増加させます。

項目	令和元年度	令和7年度
有機栽培講習会受講者数（年間のべ）	69人	100人
有機農産物調理講習会受講者数（年間のべ）	95人	100人

## 3 有機農業の推進体制と施策

生産者から消費者までの交流の場を創出することを基本施策としながら、以下の課題について、市を事務局とする有機農業推進団体および県、JAなどの関係機関で構成するワーキンググループを設置し、推進施策の評価、検討および協議をすることとし、施策の実施に取り組みます。

### （1）宇部市有機農業者の登録制度の構築

有機JAS、エコ100取得者などの国や県の制度により有機農業に取り組む者に加え、宇部市独自の有機農業者登録制度を構築することにより、更なる有機農業者の増加を図ります。また、登録状況については、市ホームページ等を通して公表します。

### （2）有機農業の促進支援

市内在住の有機JAS及びエコ100取得に取り組む有機農業者を支援し、国の施策である「みどりの食糧システム戦略」の耕地面積の拡大や有機農業の促進を図ります。

### （3）新規有機農業者就農相談体制の構築

民間団体及び県と連携したワンストップの情報発信、相談窓口の設置を行います。また、新規有機農業就農者への助言、栽培技術等の指導を行う研修先を紹介します。

### （4）有機農業技術体系の確立

民間団体等が主体となって開催する有機農産物栽培講習会等の取組を支援し、有機農業の栽培技術の普及を図ります。

### （5）有機農産物普及の取組支援

民間団体等が主体となって開催する有機農産物調理講習会等への支援や市と民間団体が主体となり開催する有機農業フェアを通して、有機農産物の普及及び消費者との交流、有機農業の情報発信等を進めます。

### （6）有機農業普及のための情報提供

市ホームページ等を通して、農業者や新規就農希望者が有機農業に取り組む上で参考となる取組事例等の情報を提供します。

## 4 その他必要な事項

有機農業の推進に必要な情報を把握するため、関係機関の協力を得ながら、必要に応じてアンケート等の各種調査を実施するとともに、推進計画について、評価・

検討を行い、施策に反映するものとします。

- 平成 29 年 4 月 1 日策定
- 令和 3 年 4 月 1 日更新
- 令和 3 年 5 月 12 日更新